

長崎ラグビースクール会計規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長崎ラグビースクール規約（以下「規約」という）第51条第3項の規定に基づき長崎ラグビースクール（以下「スクール」という）の会計処理及び出納に係る基本的な手続きを定める。

(一般会計の歳入)

第2条 一般会計の主な歳入は次のとおりとする。

- (1) スクール生の年会費
- (2) スクール生の遠征参加費
- (3) コーチ、アシスタントコーチ、顧問及びチームドクター（以下「コーチ等」という）の遠征参加費
- (4) 各市町村及び各種団体からの補助金
- (5) 代表理事が認めたその他の歳入

(年会費)

第3条 スクール生は、次の定める年会費を納入する。

- (1) 入会金 無料
- (2) 年会費（父母の会費を除く）

| 入校月 | | 4～8月 | 9～12月 | 1～3月 |
|-------------|---|--------|--------|-------|
| 年会費(幼) | ① | 10,200 | 5,200 | 3,200 |
| 年会費(小) | ② | 10,700 | 5,700 | 3,700 |
| 年会費(中) | ③ | 11,700 | 6,700 | 4,700 |
| 保険 | ④ | 800 | 800 | 800 |
| 協会登録(幼) | ⑤ | 0 | 0 | 0 |
| 協会登録(小) | ⑥ | 2,500 | 2,500 | 2,500 |
| 協会登録(中) | ⑦ | 2,500 | 2,500 | 2,500 |
| 幼児合計(①+④+⑤) | | 11,000 | 6,000 | 4,000 |
| 小学合計(②+④+⑥) | | 14,000 | 9,000 | 6,000 |
| 中学合計(③+④+⑦) | | 15,000 | 10,000 | 7,000 |

2 年会費は、入校申込書を提出後、1か月以内に納入しなければならない。

3 スクール運営の状況に応じ年会費の改定が必要な場合は、理事会の議決を得て総会の承認を得る。

(遠征参加費)

第4条 合宿、各種大会及び交歓会等の遠征に参加するスクール生の参加費は、遠征ごとに徴収するものとし、一人当たりの参加費は、原則として、遠征に係る経費の総額（宿泊代及び交通費の総額）からコーチ等の参加費及び補助金等を除いた額を参加するスクール生の数で割った額を基本とする。

2 コーチ等の遠征参加費は、原則として次のとおりとする。ただし、全国大会等で高額な遠征費が必要となる場合は、事務局と父母の会が協議して決めるものとする。

(1) 日帰り遠征 2,000円(貸切バス等を使用する場合)

(2) 宿泊を伴う遠征 2,000円+1,000円×(宿泊日数)

(例) 3泊4日の場合: 2,000円+1,000円×(3泊) = 5,000円

(3) 遠征中の食事代は、宿泊費に含まれる場合を除き、自己負担とする。

3 現地集合とする場合または自己都合で貸切バスを使用しない場合の交通費は、原則として自己負担とする。(貸切バスが満席で乗車できない等、特別な事情で自家用車を使用する場合は、スクールが通行料及び燃料費を支給する)

4 保護者が遠征に参加する場合の遠征参加費は、次のとおりとする。

(1) 宿泊費 自己負担

(2) 交通費 貸切バスを利用する場合は、3,000円(小学生以下の兄弟姉妹は半額)

5 遠征参加費を徴収した後、スクール生又は保護者が遠征に参加できなくなった場合は、遠征参加費の半額を返還する。ただし、宿泊先のキャンセル料が遠征参加費の半額を超える場合には、遠征参加費からキャンセル料を差し引いた額を返還する。

(一般会計の歳出)

第5条 一般会計は、次の項目(活動)に支出する。

(1) 公益財団法人日本ラグビーフットボール協会の登録費

(2) スポーツ・文化法人責任保険及びスポーツ安全保険の掛け金

(3) ラグビー用品等の備品費

(4) グランド及び会議室等の使用料

(5) 合宿、各種大会及び交歓会等の遠征費(宿泊費、交通費、お土産代金等)

(6) 大会参加費(新春駅伝大会参加費を含む)

(7) 主催大会、交歓会開催時の大会関係費(会場設営費、相手チーム指導者の昼食代金等)

(8) コーチ等がスクール生の指導に必要な資格を取得するための補助金

(9) 慶弔費

(10) 事務費

(11) その他代表理事が認めたスクール活動に伴う経費

(備品費)

第6条 前条第3号の備品費は、ボール、コンタクトバック、空気入れ等、直接ラグビーの試合、練習に必要な道具(個人装備品を除く)について支出する。

2 水分補給用ジャグ、ボトル等の備品及び飲料、補助食品、メディカルグッズ、医薬品等の消耗品は父母の会が支出する。

3 テントは、昨今の猛暑の関係で安全面を考慮し、スクールが支出する。

4 購入備品について、どちらが支出するか疑義が生じた場合は、事務局と父母の会が協議して代表理事が決定する。

(コーチ等の資格取得の補助)

第7条 第5条第8号の補助金については、コーチからの申請に基づき代表理事が認めた場合、次のとおり支出する。

(1) 新たに新スタートコーチ、C級コーチを取得する場合は、その受講料を補助する。

(2) 新たにB級コーチを取得する場合は、受講料及び交通費の実費を補助する。

- (3) 新たにミニラグビーレフリー、C 級レフリーを取得する場合は、その受講料を補助する。
- (4) 新たに B 級レフリーを取得する場合は、受講料及び交通費の実費を補助する。
- (5) コーチ資格のブラッシュアップ講習（更新）は原則として自己負担とする。
- (6) レフリー研修会の受講料は、原則として自己負担とする。

2 講習会場までの交通費は、原則として自己負担とする。（B 級コーチ、B 級レフリー講習を除く。）

3 第 1 項の資格取得に受講料及び交通費以外の経費を要する場合及び第 1 項の資格の他、代表理事が特に必要と認める資格を取得する場合は、理事会で協議して決定した額を補助する。

（慶弔費）

第 8 条 第 5 条第 9 号の慶弔費は、原則として次のとおり支出する。

- (1) スクール生及びコーチ等が死亡した場合は、香典（10、000 円）、生花、弔電を供する。
- (2) スクール生の父母が死亡した場合は、香典（10、000 円）、生花、弔電を供する。
- (3) コーチを 10 年以上在籍し引退した者が死亡した場合は生花、弔電を供することができる。
- (4) 長崎県ラグビーフットボール協会役員、他スクール関係者等のラグビー関係者が死亡した場合は、生花または弔電を供することができる。
- (5) グランドを借用している高校（南山高校、長崎北高）が全国高等学校ラグビーフットボール大会に出場した場合は、お祝い（20、000 円）を贈る。

2 前項以外で代表理事が認めた場合は、理事会で協議し決定した金額等を支出する。

（特別会計）

第 9 条 スクールは、スクールの目的に賛同する個人及び団体、企業から寄付された寄付金、協賛金等を特別会計として管理する。

2 創設後の節目の年に実施する記念事業及び全国大会出場については、その事業に賛同する個人及び企業、団体からの寄付金、協賛金を主な原資として、その都度決算するが、事業終了後の余剰金は、特別会計に繰り入れるものとする。

ただし、全国大会出場の余剰金（父母の会による募金活動やタオル販売等を実施した余剰金）については、父母の会と折半する。

3 特別会計は、記念事業費、全国大会及び九州大会出場に伴う派遣費等の一部を補助する目的で支出するものとし、その主な支出項目と金額は次のとおりとする。

- (1) 全国大会
 - ① 70、000 円
 - ② 代表者 1 名の宿泊費、交通費を支給する。
- (2) 記念事業費 理事会で決定した額

4 一般会計が不足し、スクールの活動を継続できなくなった場合は、その不足金を特別会計から一般会計に繰り出すことができる。この場合、次年度会計において、一般会計から特別会計に繰り戻すものとする。

5 前項及び第 3 項に基づき特別会計を支出する場合は、理事会の承認を得なければならない。

（基金）

第 10 条 スクールは、スクールが法人化する以前に蓄えていた資産を基金として管理する。

2 基金は、スクール活動に関して多額の費用が必要となった場合に支出する。

3 一般会計または特別会計が不足し、スクールの活動を継続できなくなった場合は、基金から必

要な額を繰り出すことができる。この場合、次年度会計において、一般会計または特別会計から基金に繰り戻すよう努めなければならない。

4 前項及び第2項に基づき基金を支出する場合は、理事会の議決を得て総会の承認を得なければならない。

(収支予算及び決算)

第11条 スクールの事業計画及び予算書は、理事会で審議し、総会で議決する。

2 スクールの会計報告書(決算書)は、毎会計年度終了後、会計が作成し、監事の監査を受け理事会の審議を経た後、総会で議決する。

3 会計報告書は、添付領収書を含め会計年度完了日から5年間保管する。

(父母の会の経費負担)

第12条 スクールの事業に係る父母の会の経費負担については、この規則及び父母の会会則に定めるもののほか、事業ごとに協議して定めるものとする。

附則

1 この規則は、令和2年5月24日から施行する。(新型コロナウイルスの影響により定例コーチ総会が開催できず、施行日はコーチ総会当日)

附則

1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

第4条(遠征参加費)第5項を追加。第7条(コーチ等の資格取得の補助)を一部改正

附則

1 この規約は、令和7年4月1日から施行する。

第3条(年会費)第1項第2号の表を改正。第4条(遠征参加費)の文言整理。第7条(コーチ等の資格取得の補助)を一部改正